

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条—第10条）
- 第3章 協議会の会議（第11条—第13条）
- 第4章 協議会の事務に関する条例等（第14条）
- 第5章 協議会の財務（第15条・第16条）
- 第6章 雜則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2 第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会とする。

(協議会を設ける市)

第3条 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）は、豊中市、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市（以下「関係市」という。）が設ける。

(協議会が管理及び執行をする事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 関係市の消防本部（消防局を含む。）の管轄区域に係る災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報の収集伝達、関係機関との連絡調整等に関する事務
- (2) 前号に掲げる事務に必要な設備及びシステムの管理、整備等に関する事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内とする。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市の消防長（消防局長を含む。以下同じ。）の職にある者のうちから、関係市の長が協議して選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。
- 5 関係市の長は、会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、協議により会長を解任することができる。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防長の職にある者のうち会長以外の者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市ごとの配分は、関係市の消防長が協議により定める。

- 2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該市の消防職員のうちから選任するものとする。
- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該市の消防長に当該職員の解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長が招集する。

- 2 2人以上の委員が会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

第4章 協議会の事務に関する条例等

第14条 協議会は、関係市又は関係市の長若しくは消防長の名において事務を管理し、及び執行する場合においては、関係市の長又は消防長が協議により定めた特定の市（以下この条において「特定市」という。）（会計事務の管理及び執行については、吹田市）の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより、当該事務を管理し、及び執行するものとする。

2 特定市以外の関係市の消防長は、前項の協議が調ったときは、直ちにその内容を公表しなければならない。

3 特定市の長又は消防長は、協議会の事務（会計事務を除く。次項において同じ。）に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係市の長又は消防長と協議しなければならない。

4 特定市の長又は消防長は、協議会の事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を他の関係市の長又は消防長及び協議会の会長に通知するものとする。

第5章 協議会の財務

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会が定める負担金割合によるものとする。

3 協議会の会計事務は、吹田市において行うものとする。

4 豊中市、池田市、箕面市及び摂津市は、第1項の規定により負担すべき負担金を吹田市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第16条 協議会の事務の用に供する財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

第6章 雜則

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合における協議会の事務の承継は、関係市が協議して定める。

（協議会の規程）

第18条 協議会は、会議を経て、協議会の事務の管理及び執行その他協議会について必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。